

電気工事業の廃止の通知について

電気工事業を廃止したときは、廃止の日から３０日以内に、都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

１ 廃止の通知に必要な書類

(1) 電気工事業廃止通知書（様式第１４の５）

(2) 電気工事業者開始通知書受理通知書

※ 紛失などにより電気工事業者開始通知書受理通知書を返納できない場合は、電気工事業者開始通知書受理通知書紛失届出書を提出してください。

※ 失った電気工事業者開始通知書受理通知書を発見したときには、遅滞なく返還してください。

２ 届出方法

上記の必要書類をそろえて、提出してください。

様式第 1 4 の 5 【第 1 7 条の 2】

電気工事業廃止通知書

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	

年 月 日

広 島 県 知 事 様

(〒 -)

住 所
ふ り が な
氏名または名称

法人にあっては
代表者の氏名

電 話

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 1 7 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同法第 1 1 条の規定により、次のとおり通知します。

1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第 1 7 条の 2 第 1 項の規定による
通知の年月日

年 月 日

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

(備考) 1 ×印の項は、記載しないこと。

電気工事業者開始通知書受理通知書紛失届出書

年 月 日

広島県知事様

住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名

電気工事業者開始通知書受理通知書を紛失しましたので、次のとおり届け出ます。

1 通知年月日及び通知番号

2 紛失年月日